

丸ヶ崎地区説明会 当日の質問及び回答

No.	カテゴリ	Q	A
1	町名・町界	新しく丸ヶ崎1丁目、2丁目となる区域の世帯数は。	アンケート作成時の令和6年6月12日時点の世帯数で、1丁目は362世帯、2丁目は213世帯です。 【市回答】
2	区画整理	換地処分はいつになるのか。	換地処分の時期について、公になっている時期は令和7年度ですが、事業進捗の状況を踏まえ換地処分の期間の延長を予定しています。現在事業延長についてはさいたま市（市街地整備課）と協議中です。【区画整理協会回答】
3	手続き等	ごみ出しの曜日や区域など変わることがあるのか。また、変わるようになった場合、事前周知はあるのか。	基本的に丸ヶ崎1、2丁目になる区域については、現時点でゴミ出しの曜日等が変更される想定はありません。 なお、春野3丁目へ編入される区域については、現状、大字丸ヶ崎地域と春野3丁目地域で、ゴミ出しの曜日等が異なるため、調整の結果、変更となる可能性があります。その場合、年度当初に配布している「家庭ごみの出し方マニュアル」に情報を反映できるように、環境部局と調整を行います【市回答】
4	手続き等	不動産登記については、自分で変更ができるのか。	不動産登記簿の表題部の町字名・地番につきましては、法務局の登記官が職権で修正するため、手続き不要です。登記名義人の住所に関してはご自身で手続きする必要があります。なお、住所変更手続きの際は、区役所区民課、支所及び市民の窓口で無料です。「住所変更証明書」を提示すると登録免許税が免除となります。【市回答】